

## 三重県国土強靱化地域計画の改訂について

令和 2 年 6 月 2 日  
戦略企画部企画課

### 1 改訂の背景・目的等

#### (1) これまでの経緯

- 平成 25 年 12 月に施行された国土強靱化基本法に基づき、国においては、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画」(以下、「国の基本計画」と表記)を閣議決定し、強靱な国づくりを進めてきたところ、近年の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を反映するため、策定から 5 年が経過した平成 30 年 12 月に国の基本計画の見直しが行われました。
- 三重県では、南海トラフ地震の発生が危惧され、事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっていたことから、平成 27 年 7 月に、「三重県国土強靱化地域計画」(以下、「県の地域計画」と表記)を策定し、ソフト、ハード両面から国土強靱化の取組を進めてきました。
- 県の地域計画策定後も全国各地で大規模な自然災害が発生する中、県では、平成 30 年 3 月には、防災・減災対策において抜け・漏れ・落ちがないよう、地震・津波対策から風水害対策までを網羅する計画として、「三重県防災・減災対策行動計画」を策定するなど、県の防災・減災対策に係る計画に基づき、取組を進めてきました。

#### (2) 改訂の背景

- Society 5.0 時代の超スマート社会をめざし、ビッグデータ、AI 等を活用したデジタルトランスフォーメーションをはじめとする、先端技術を活用し社会課題を解決していく取組がインフラ・防災・減災分野においても進められており、国土強靱化の推進を支えていくために積極的に活用していく必要があります。
- 地域計画に基づき実施される取組等に対する国の支援について、これまでの「重点化」に加えて、令和 3 年度予算からは、地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件とする「要件化」の実施が検討されています。

#### (3) 改訂の目的

- このように近年の災害から得られた教訓や県の取組の進捗状況、国土強靱化の推進を図るイノベーションの進展を踏まえるとともに、見直し後の国の基本計画と調和を図るため、令和 2 年 10 月を目途に県の地域計画の改訂を行うこととしました。

## 2 基本的な考え方

### (1) 改訂の方向性

- 県の地域計画は、平成 27 年7月に概ね 10 年先を見据えた計画として策定しましたが、策定から約5年を経て、近年の大規模自然災害の経験や教訓、国土強靱化のイノベーションを踏まえるとともに、平成 30 年 12 月に見直された国の基本計画との調和を図るために、中長期的な方向性を示す取組の指針として、概ね 5 年先を見据えて見直しを行います。
- 対象リスクは、国の基本計画と同様、引き続き大規模自然災害とし、「三重県防災・減災対策行動計画」をはじめとする防災・減災対策に係る計画等の内容をベースにします。

### (2) 計画の推進

- 国の「防災・減災・国土強靱化のための 3 か年緊急対策」やこれに続く国土強靱化対策、地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援等を活用し、取組のさらなる加速を図っていきます。

### (3) 改訂にあたって特に配慮すべき視点

- 地方創生と国土強靱化の取組は、双方とも地域の豊かさを維持・向上させることを目的としており、相互に連動することで相乗効果を上げることが期待できることから、地方創生の取組と方向性を見定めて連携させながら、地域の魅力を高め、活性化を図ることで、地域の強靱化に向けた取組を推進していきます。
- 県の地域計画に基づく国土強靱化の取組を推進することにより、「包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」をはじめとする、平成 27 年9月に国連サミットで採択された「2030 アジェンダ」における 2030 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標である SDGs(持続可能な開発目標)の目標(ゴール)の達成に寄与するものと考えられることから、SDGs の視点にも留意しながら取組を進めます。

## 3 基本目標及び事前に備えるべき目標

### (1) 基本目標

- 国の基本計画を参考に、県の地域計画においては、引き続き次の4つの「基本目標」を設定しています。
  - ・ 人命の保護が最大限図られること
  - ・ 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
  - ・ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - ・ 迅速な復旧復興

## (2) 事前に備えるべき目標

- 国の基本計画の見直しにあたって、「基本目標」を具体化して設定された「事前に備えるべき目標」を踏まえ、県の地域計画においても次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定しています。
  - ・ 直接死を最大限防ぐ
  - ・ 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
  - ・ 必要不可欠な行政機能は確保する
  - ・ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
  - ・ 経済活動を機能不全に陥らせない
  - ・ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
  - ・ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
  - ・ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 4 脆弱性評価

### (1) 「起きてはならない最悪の事態」の設定

- 目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」(仮に発生すれば、県内に致命的な影響が生じると考えられる事態)として、国の基本計画で見直された45の事態を参考に、県の実情にあわせて、これまでの39の事態を別紙のとおり42の事態に整理し、設定しています。

### (2) 脆弱性の分析・評価、課題の検討

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための取組について、改めて脆弱性を分析・評価し、課題を検討しました。

### (3) 脆弱性評価結果のポイント

- 国土強靱化に資する取組は、国の3か年緊急対策を活用するなど、ソフト・ハード対策の両面から既に進めているものの、まだ十分ではないことから、今後もさらに進める必要があります。
- 行政、金融、物流、情報サービスの各施設の耐災害性の強化と並び、災害発生時にも本県経済の停滞を防止するため、エネルギー供給網、通信網、交通網の多重化、拠点の代替性確保、それらの社会基盤の上に成り立つ産業等におけるBCP(事業継続計画)の策定とその不断の見直し及び訓練実施等による実効性の担保が必要です。
- 国土強靱化の取組を効果的に行うためには、市町や企業等との連携が不可欠であることから、各主体と連携し、取組を進めるとともに、県内市町の地域計画の策定・改訂を促進していく必要があります。

## 5 国土強靱化の推進方針

- 評価結果に基づき、今後の国土強靱化の推進方針をリスクシナリオごとに整理します。
- リスクシナリオごとの推進方針に基づき実施する事業のうち、「国土強靱化地域計画に基づき実施される取組等に対する関係府省庁の支援」の対象に位置づけられる事業については、これまでの「重点化」に加えて、令和3年度からの実施が検討されている、地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件とする「要件化」に対応するため、10月の最終案において、別紙として一覧に取りまとめ、毎年度更新を行い、着実な事業の推進を図ります。

### [改訂にあたって新たに設定した主な推進方針]

#### 1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

##### ○総合的な治水対策の推進

「水防災意識社会の再構築」に向けて、国・県・市町等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

また、近年、気候変動予測技術の向上により、将来予測の定量的な評価が可能となってきたことから、将来の気候変動の影響を踏まえた治水対策を推進する。

#### 2-5) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱

##### ○一斉帰宅に伴う混乱の回避

鉄道・バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する。

#### 2-7) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

##### ○感染症の拡大・まん延期における避難対策

新型コロナウイルス感染症のように、広範囲で感染症の拡大・まん延が続いている状況において災害が発生した場合に備えて、市町等と連携し、指定避難所以外の避難所の開設やホテル・旅館の活用等、避難者が密集しない十分なスペースの確保を行う。また、マスクや消毒液など感染症対策として必要な資材の確保を市町と連携して進める。

#### 5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

##### ○自立・分散型エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、LP ガス等の活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーの導入を促進することにより、エネルギー供給源の多様化・分散化を図ることで、災害リスクを回避・緩和させる。

6-1) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

○災害からライフラインを守る事前伐採の推進

倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、市町や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採に取り組む。

8-4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進

石垣、復元施設等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

## 6 計画の推進と不断の見直し

(1) 計画の推進と進行管理

○ 国の基本計画や県内市町の地域計画と連携し、県内市町や民間事業者・団体をはじめ、関係者と総力を挙げて、県土の強靱化にオール三重で取り組みます。

○ 毎年度、その進捗状況を把握し、翌年度の取組に反映します。

(2) 重要業績指標(KPI)

○ 県の地域計画に基づく国土強靱化の取組の進捗状況を把握するため、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとに重要業績指標(KPI)を設定し、別紙として整理します。

○ 重要業績指標(KPI)の設定にあたっては、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」及び「三重県防災・減災対策行動計画」と整合を図ります。

○ 重要業績指標(KPI)は、「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」及び「三重県防災・減災対策行動計画」の進行管理において進捗状況を把握、公表するとともに、県の地域計画の進行管理においても進捗状況を示します。

なお、重要業績指標(KPI)は、毎年度の進行管理において、取組の進捗状況及び両計画の見直し等を踏まえ、適宜見直しを行います。

(3) 計画の見直し

○ 「みえ県民カビジョン」の改定、国の基本計画の見直し、新たに災害から得られた教訓や県の取組の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

## 7 今後の予定

令和2年6月	県議会常任委員会に中間案を提示
6月～7月	市町への意見照会、パブリックコメントの実施
10月	県議会常任委員会に最終案を提示、策定・公表

## 8 その他

- 県内市町の地域計画の策定については、国と連携し、策定支援に取り組んできた結果、これまでに13市町が策定を行いました。全ての県内市町が令和2年度中に策定できるよう、引き続き必要な支援を行っていきます。

[参考] 市町における地域計画策定状況(令和2年5月1日現在)

- 策定済 : 13市町(津市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、熊野市、菰野町、度会町、大紀町、南伊勢町、御浜町、紀宝町)
- 策定中 : 10市町(四日市市、名張市、鳥羽市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、朝日町、大台町、玉城町、紀北町)
- 策定予定: 6市町(尾鷲市、志摩市、東員町、川越町、多気町、明和町)